

高知県中小企業等デジタル化促進事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県中小企業等デジタル化促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。</p> <p>第12条～第14条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年3月23日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和9年5月31日限り</u>、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号、第9条第3項、第10条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則（略）</p> <p>附 則</p> <p><u>この要綱は、令和8年3月24日から施行する。</u></p> <p>別表第1～第2（略）</p>	<p style="text-align: center;">高知県中小企業等デジタル化促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。</p> <p>第12条～第14条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年3月23日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和8年5月31日限り</u>、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号、第9条第3項、第10条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則（略）</p> <p>別表第1～第2（略）</p>